

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵野市契約事務規則（昭和39年5月武蔵野市規則第15号。以下「契約事務規則」という。）に規定する工事請負契約の競争入札に関し、入札手続の公正性をより一層高めることを目的とする。

(資格審査結果の通知)

第2条 契約事務規則第5条に規定する資格審査（以下「資格審査」という。）の結果の通知は、申請業種ごとの格付順位及び総合数値（客観点数）並びに適用開始年月日とする。ただし、契約事務規則第2条第7号の資格審査システムを使用して資格審査を行ったときは、この限りでない。

(年間の工事発注予定の公表)

第3条 年間の工事発注予定については、次の各号に基づき公表するものとする。

- (1) 公表対象 設計金額が400万円を超える工事
- (2) 公表内容 工事件名、施工場所、期間、種別、概要、入札及び契約の方法並びに入札を行う時期（随意契約を行う場合は、契約を締結する時期）
- (3) 公表方法 年間の工事発注予定表を財務部管財課（以下「管財課」という。）カウンターに常備し、及び武蔵野市ホームページに掲載し、閲覧に供する。

(入札方式の選択基準)

第4条 入札方式の選択基準については、原則として次に定めるとおりとする。

- (1) 設計金額1億5,000万円以上の工事は、一般競争入札とする。
- (2) 設計金額3,000万円以上1億5,000万円未満の工事は、工事希望制指名競争入札（契約事務規則第35条第1項に規定する資格者の中から事前に入札参加希望者を募り、当該希望者の中から入札参加者を指名して行う入札をいう。以下「希望制入札」という。）とする。
- (3) 設計金額3,000万円未満の工事は、指名競争入札とする。

(誓約書の提出)

第5条 設計金額3,000万円以上の工事において、入札参加者は、公正な入札を行う旨の誓約書（第1号様式）及び暴力団等排除に関する誓約書（第1号様式の2）を提出しなければならない。

(入札金額の内訳の提出)

第5条の2 入札参加者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類

を提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された書類は、積算担当者により審査を行うものとする。

(再度入札)

第6条 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

2 再度入札の回数は、一般競争入札又は希望制入札の場合は2回までとし、指名競争入札の場合は1回とする。

3 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者のうち、契約事務規則第21条の規定により無効とされなかった者に限る。

4 再度入札に付しても、落札者がいないときは、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行う。

(2) 第4条第1号に係る一般競争入札においては、再度公示することにより入札を行い、第4条第2号及び第3号に係る指名競争入札においては、当該入札参加者以外の者を新たに指名し、入札を行う。

(入札の辞退の自由)

第7条 入札参加者は、入札の辞退の自由を有する。入札の辞退手続は、次の各号によるものとする。

(1) 入札前にあっては、入札辞退を明記した書面及び貸与した設計図書を契約担当者に直接持参又は郵送することにより行う。

(2) 入札執行中に辞退する場合は、入札書に入札辞退の旨を記載し契約担当者に提出することにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、契約事務規則第2条第8号の電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を使用した入札(以下「電子入札」という。)の場合は、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。

(契約の保証)

第8条 契約金額1,000万円以上の工事請負契約には、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とし、工事ごとに設定する。

（入札過程及び契約内容の公表）

第9条 武蔵野市が発注する設計金額200万円を超える工事については、入札過程及び契約内容を公表するものとする。

2 前項に定める公表の方法については、武蔵野市発注工事に係る入札及び契約の公表基準（平成13年4月1日施行）によるものとする。

（入札参加の制限）

第10条 武蔵野市工事請負業者指名停止基準（平成7年4月1日実施。以下「指名停止基準」という。）による指名停止の措置を受けた者は、その措置が解除されるまでの間、入札に参加することができない。

第2章 一般競争入札

（一般競争入札参加資格）

第11条 契約事務規則第4条第1項及び第6条に規定する一般競争入札参加資格（以下この章において、「参加資格」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 資格審査において、当該工事に対応する業種の参加資格を得た者
- (2) 指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (3) 当該工事の施工に当たり必要とされる条件を満たす者

2 前項第3号に規定する条件は、次に掲げるもののうちから工事ごとに定め、契約事務規則第7条の規定による公示（以下「公示」という。）を行うものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項各号の規定による建設業の許可区分に関する条件
- (2) 資格審査の結果に関する条件
- (3) 会社の所在地に関する条件
- (4) 当該工事と同種の工事の施工実績に関する条件

- (5) 当該工事に係る技術者の配置に関する条件
- (6) 資本金に関する条件
- (7) 前各号に掲げるもののほか、工事ごとに、市長が特に必要と認めて定める条件

(参加資格の条件の設定)

第12条 前条に規定する参加資格の条件の設定は、別に定める武蔵野市契約事務審議委員会（以下「審議委員会」という。）が行うものとする。

(資格確認)

第13条 入札に参加しようとする者は、当該工事に係る公示において指定する日までに、市長に一般競争入札参加資格確認申請書（第2号様式。以下「確認申請書」という。）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。ただし、電子入札の場合は、確認申請書の提出に代えて、電子入札システムにより、一般競争入札参加資格確認申請を行わなければならない。

2 確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 官公庁工事最高完成工事経歴書（第3号様式）
- (2) 工事経歴書（第4号様式）
- (3) 配置予定技術者調書（第5号様式）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認め、公示において指定したもの

(確認結果の通知等)

第14条 前条第1項の規定により参加資格の有無の確認の申請があった場合は、これを確認し、その結果を一般競争入札参加資格確認通知書（第6号様式。以下「確認通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。ただし、電子入札の場合は、確認通知書に代えて、電子入札システムにより、申請者に通知するものとする。

2 前条の確認により、参加資格を満たしていないと認められた者から、その理由について説明を求められたときは、それに応じなければならない。

(参加資格の喪失)

第15条 前条第1項の規定により、参加資格を有することについての確認を受けた者（以下「有資格者」という。）が、当該入札参加資格の確認後において、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該工事に係る競争入札に参加することができない。

- (1) 第11条第1項各号に掲げる条件を欠くに至ったとき。
- (2) 確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 次条に規定する設計図書の貸与を受けないとき。

2 前項の場合において、当該有資格者に対し、一般競争入札参加資格喪失通知書（第7号様式。以下「喪失通知書」という。）により、当該工事に係る入札に参加することができない旨を通知するものとする。ただし、電子入札の場合は、喪失通知書に代えて、電子入札システムにより、申請者に通知するものとする。

（設計図書等の貸与等）

第16条 対象工事に係る設計図書は、確認通知書において指定した日時から、入札の前日又は当日まで貸与するものとする。ただし、電子入札システムにより貸与した設計図書については、返却を要しないものとする。

2 入札に参加しようとする者が、設計図書に疑義を生じたときは、設計説明書において指定した日時までに、質疑応答書により質問をすることができる。

3 前項による質問を受けた場合は、設計説明書において指定した日時までに、原則としてファクシミリ又は電子メールにより回答するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、電子入札の場合は、電子入札システムにより、質問及び回答を行うことができる。

（入札の資格確認）

第17条 当該入札参加資格者は、入札執行前に確認通知書を契約担当者に提示し、有資格者であることの確認を受けるものとする。

第18条 削除

（最低制限価格）

第19条 原則として、契約事務規則第29条及び第30条の規定により最低制限価格を設定するものとする。

第3章 希望制入札

（指名を希望する者に必要な資格）

第20条 当該工事の入札に指名を希望する者に必要な資格（以下「希望資格」という。）は、第11条の規定に準じて定めるものとする。

（一般競争入札に関する規定の準用）

第21条 第12条（参加資格の条件の設定）の規定は、希望制入札の場合に準用する。

（発注工事の公表）

第22条 発注工事の公表については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり行うものとする。

- (1) 公表内容 工事件名、施工場所、工種、工期、希望資格及び受付期間
- (2) 公表期間 公表の日から7日間
- (3) 公表方法 管財課で掲示並びに武蔵野市ホームページ及び契約事務規則第2条第6号の協会の入札情報サービスに掲載
(工事希望申込書の受付)

第23条 入札に参加しようとする者は、当該工事に係る公表において指定する日までに、工事希望申込書（第8号様式）を提出しなければならない。ただし、電子入札の場合は、工事希望申込書の提出に代えて、電子入札システムにより、申込みを行わなければならない。

(指名基準)

第24条 市長が、入札に参加させようとする者を指名する際は、武蔵野市工事請負指名競争入札参加者指名基準（平成7年4月1日実施）によるものとする。

(指名業者選定委員会への付議)

第25条 市長が、入札に参加させようとする者を指名しようとするときは、武蔵野市指名業者選定委員会の議を経なければならない。

(設計図書等の貸与等)

第26条 当該工事に係る設計図書は、契約事務規則第38条に規定する入札事項の通知により指定した日時から、入札の前日又は当日まで貸与するものとする。ただし、電子入札システムにより貸与した設計図書については、返却を要しないものとする。

- 2 入札に参加しようとする者が、設計図書に疑義を生じたときは、設計説明書において指定した日時までに、質疑応答書により質問をすることができる。
- 3 前項による質問を受けた場合は、設計説明書において指定した日時までに、原則としてファクシミリ又は電子メールにより回答するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、電子入札の場合は、電子入札システムにより、質問及び回答を行うことができる。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第27条 第19条の規定は、希望制入札の場合について準用する。

第4章 指名競争入札

(希望制入札に関する規定の準用)

第28条 第24条及び第26条の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

第5章 雑則

(談合情報対応)

第29条 入札に付そうとし、又は入札に付した工事について、入札談合に関する情報があつた場合は、別に定める武蔵野市公正入札調査委員会が調査審議し、対応するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第11条から第28条までの規定は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 第6条第2項中「1回限り」とあるのは、平成7年9月30日までの間は「2回限り」と読み替えるものとする。

付 則 (平成9年5月1日)

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

付 則 (平成13年4月1日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年4月1日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年11月1日)

この要綱は、平成17年11月1日から適用する。

付 則 (平成19年4月1日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公示、公表又は指名をした入札について適用し、施行日前に公示、公表又は指名をした入札については、なお従前の例による。

付 則 (平成20年10月1日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

付 則 (平成22年9月1日)

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

付 則 (平成24年10月1日要綱第301号)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則 (平成27年4月1日要綱第31号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年1月25日要綱第163号)

この要綱は、平成31年1月25日から施行する。

付 則（令和7年10月1日要綱第73号）

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

2 改正後の第9条の規定は、この要綱の施行の日以後に契約締結依頼書又は契約締結伺書を作成する契約について適用し、同日前に契約締結依頼書又は契約締結伺書を作成した契約については、なお従前の例による。

第1号様式の2（第5条関係）

第1号様式の2（第5条関係）

暴力団等排除に関する誓約書

年 月 日

武蔵野市長 殿

商号又は名称

所在地

代表者名
(登録代理人)

印

工事件名

上記工事の入札参加にあたり、武蔵野市が発注する契約における暴力団等排除措置要綱別表左欄に掲げる入札参加除外措置の原因となる事実該当していないことを誓約します。